【規程番号　行法Ⅱ－002】

行吉学園賞罰委員会規程

（趣　旨）

第１条　学校法人行吉学園神戸女子大学就業規則、学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則及び学校法人行吉学園幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園就業規則（以下「就業規則」という。）の規定に基づき、行吉学園賞罰委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、理事長の諮問に基づき、次の事項を審議する。

（1）就業規則に定める表彰に関すること。

（2）就業規則に定める懲戒及び懲戒の種類に関すること。

（3）審議結果にかかる学内告知の方法に関すること。

（4）その他、表彰及び懲戒に関し理事長から諮問があった事項。

（組　織）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

（1）理　事（事務統括責任者）

（2）学　長（神戸女子大学、神戸女子短期大学）

（3）副学長（神戸女子大学、神戸女子短期大学）

（4）教務事務部長

（5）学生事務部長

（6）総務企画部長

（7）教員に係る前条の審議を行う場合は当該教員が所属する学部長等

（8）その他理事長が指名する者

２　前項の委員を賞罰の対象とする委員会については、その対象者及び利害関係人は委員会に出席し、審議に加わることができない。

３　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事（事務統括責任者）を、副委員長は神戸女子大学長をもって充てるものとする。

４　委員長は、委員会の議長となる。

５　委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

（委員会の招集）

第４条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、委員総数の３分の２以上の委員から委員会に付すべき事項を示して委員会の招集を請求されたときは、委員会を招集しなければならない。

（定足数）

第５条　委員会は、委員総数の３分の２以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

（議　決）

第６条　委員会の議決は、出席委員の３分の２以上で決する。

２　教員（助手及び保育教諭を除く。）にかかる懲戒の議決に際しては、当該教員が所属する教授会の意見を聴かなければならない。

（弁明機会の付与等）

第７条　委員会が必要と認めた場合及び賞罰の対象者が希望する場合は、本人又は関係者は委員会において弁明又は意見を述べることができる。

（調査会の設置）

第８条　委員長は、第２条に定める審議を行うにあたり、調査が必要と認める場合は調査会を設置することができる。

２　調査会の構成員は、委員会の議を経て委員長が指名する。

（答申等）

第９条　委員長は、審議の結果を理事長に答申するものとする。

２　前項の答申は、理事長の諮問があってから、１ヶ月を目途に行うものとする。

３　委員長は、理事長に対して、特に必要と認める場合は答申までの間、次の事項を勧告することができる。

（1）懲戒の対象者に自宅待機を命じること。

（2）懲戒の対象者からの退職願を受理しないこと。

（不服審査）

第 10 条　懲戒の対象者は、懲戒の内容に不服がある場合には理事長に理由を付して不服申し立てを行うことができる。ただし、再度の不服申し立てはできないものとする。

２　前項の不服申し立ては、理事長の懲戒決定通知を受理してから 10 日以内に文書をもって行わなければならない。

３　理事長は、前項に定める不服申し立てを受理したときは委員会に再審査を諮問するものとする。

（再審査）

第 11 条　委員会は、前条第３項に定める諮問があったときは、諮問があった日から 14 日以内に再審査を行わなければならない。

２　再審査は、この規程の定めに基づき行うものとする。

（他の委員会との調整）

第 12 条　行吉学園人権環境改善委員会、神戸女子大学・神戸女子短期大学人権環境改善委員会は、当該委員会の審議事項が第２条第２号に規定する事項に該当するおそれがある場合には、当該委員会の審議を14日以内に終え、その審議結果を速やかに理事長又は学長に報告するものとする。

（会議の公開等）

第 13 条　委員会の会議及び議事録は、公開しない。

（事　務）

第 14 条　委員会の事務は、総務課において行う。

（規程の改廃）

第 15 条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

この規程は、平成 18 年 9 月 8 日より施行する。

附　則

この規程は、平成 19 年 11 月 7 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 2 年 6 月 26 日より施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附　則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附　則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。（事務組織名称の変更）

附　則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。